

社会福祉法人愛敬園 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛敬園（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の費用弁償について定めるものとする。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

1日あたりの額	3,000円
---------	--------

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人愛敬園 旅費規程」を準用し、旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条(1)から(3)の業務の場合は、この規定は適用しない。

(雑則)

第5条 この規定に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規定は、平成29年6月20日から施行する。